

社会福祉法人 サン福社会

イタミ・サン保育園

(重要事項説明書)

伊丹市中央5丁目2-24西村ビル1階

TEL 072-777-5144

FAX 072-777-5145

イタミ・サン保育園 理念・保育方針

【理念】

未来を担う子どもたちのために今の我々ができる最善をつくる

【保育目標】

のびのび元気にあそぶ

元気・勇気・根気のある子ども

【保育方針】

1. 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の支援を行う
2. 子どもが情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る
3. 心身ともに健康な「豊かな人間性・自主性・自立心・協調性」をもった子どもを育む。地域密着型の施設として地域との交流を深める
4. 乳幼児などの保育に関する要望や意見・相談に関しては、公的施設としての社会的責任を果たす

イタミ・サン保育園の保育内容

1. 自然との触れ合いや関わりを通して、感受性豊かな子どもに育てる
園外保育、散歩、栽培、交流保育など
2. 子ども一人ひとりの個性を尊重し、のびのびと自分の思いを表現する
絵画、折り紙等の各年齢に応じた制作活動
3. 仲間意識を大切にし、お互いを思いやり、友だちと力を合わせて活動しながら
責任感や自主性、協調性を育てることにより社会性を養う
4. 家庭的な雰囲気や温かさを大切にし、家庭・地域一体となり食育に取り組む
5. 乳幼児における体力を身につける
運動遊び、薄着などの大切さを伝える。
6. 日頃の生活に必要な安心できる環境を守る
冷暖房はもちろん、湿度・空気清浄機による衛生管理を行う。また、月に一度
の安全管理チェック、3ヶ月に一度の事故防止安全チェック、
リスクマネジメント研修を実施する。
7. 子ども一人ひとりの情操教育を養う
乳幼児期は運動による脳の発達・音楽・絵本を通して空想の世界に入ることの
できる喜び、あるいは実体験・追体験の積み重ねにより思考力や知識が身につ
きます。また人との関わりを園生活で学ぶことにより、小学校入学時には不安
なく登校し、友だちもでき、適応力が身につくことが期待できます。

何よりも「心」「体」の真の成長を考え、当園では以上のことを踏まえて日々
保育しています。

クラス名と定員（イタミ・サン保育園定員１９名）あくまでも基準です

クラス名	さくら	もも	ばら
年齢	０歳児	１歳児	２歳児
定員	２名	７名	１０名
保育士数	１名	１名	２名

【イタミ・サン保育園勤務体制】

園長 １人 （常勤専従）
 保育士 ８人 （常勤専従４人 非常勤４人）
 調理師 ２人 （常勤専従１人 非常勤１人）
 嘱託医 ２人 （小児科内科１人 歯科医１人）

【各年齢の保育目標】

- ０歳児 個々の生活リズムを整える
 大人との基本的信頼関係を十分に育む
- １歳児 身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育む
 基本的信頼関係の確立の中で十分な探索活動を楽しむ
- ２歳児 基本的生活習慣の自立の芽生え
 自分のやりたい遊びを存分に楽しむ

【各年齢の食育目標】

- ０歳児 離乳食を喜んで食べ、食べる意欲を育む
- １歳児 様々な食材に興味を持ち、十分に味わう
- ２歳児 苦手な食材も意欲的に食べる

イタミ・サン保育園年間事業計画

4月	慣らし保育
5月	春の遠足（2歳児）
6月	連携園交流会（2歳児）・歯科検診
7月	水遊び・七夕会・内科検診
8月	縁日会ごっこ・個人懇談会
9月	地域交流（デイサービスセンター 訪問）☆運動会
10月	連携園交流会（2歳児）・ハロウィン
11月	秋の遠足（2歳児）☆作品展
12月	クリスマス会・地域交流（デイサービスセンター 訪問）
1月	内科検診
2月	豆まき ☆生活発表会
3月	お別れ遠足 ☆卒園式（2歳児） 新入園児面接・説明会
その他、お楽しみ会（誕生会）・身体計測・避難訓練は毎月実施します。	

※ 行事は変更する場合もあります。随時発行する手紙でご確認下さい。

行事については季節感や日本伝統文化・風習・年齢などを考慮し計画いたします。
また、☆印のついている行事は保護者参加の行事です。（仕事などで何かとお忙しいとは存じますが、ご都合をつけていただきますようお願い申し上げます。）

【給食について】

- ① バランスの取れた献立を作り毎月お知らせします。離乳食もご家庭と相談しながら、お子様に無理なくすすめています。毎日自園給食室にて、手作り給食・おやつを提供しています。
- ② 別紙「食材確認表」の食材が給食・おやつで提供されます。事前にすべての食材をご家庭でお試し下さい。○印のついていないものは、印のないお子様だけ、その食材を使った料理の提供を控えさせていただきます。
- ③ 医師の診断を受け、必要な場合には食物アレルギーの対応食を提供しています。
- ④ 毎月給食だよりで子どもたちの食のことを一緒に考えていきます。
- ⑤ 災害・感染症等の理由で給食提供が難しくなった場合、お弁当をお願いすることがあります。
- ⑥ 遠足時にお弁当をお願いすることがありますのでご協力ください。

イタミ・サン保育園子育て支援の取組み

- | | |
|---------|---|
| 〔一時保育〕 | 未就学児対象（５８日目～）
一時的に保育を必要とされる方がご利用できます |
| 〔育児相談〕 | 受付随時
お子さまの成長が気になる事すべて、ご相談に応じさせていただきます。また、専門的な施設・機関と連携しながらお子さまの成長を見守っていきます。 |
| 〔地域交流〕 | 地域の商店街・デイサービスセンターとの交流 |
| 〔子育て支援〕 | 第３土曜日　　１０：００～１１：００

０～２歳児未就園の子ども達を対象にふれあい遊びや制作、運動遊びなどを行います。
育児の相談も気軽にしてください。 |

入園に関してのご注意とお願い

※必ずお読みになり、ご協力下さいますようお願いいたします。

☆基本的事項

- 持ち物・衣類にはすべて記名してください。（下着・靴・靴下・カバン等にも）
無記名の場合、紛失等に繋がりますので必ずご記名ください。
- 園ではロンパース・スカート・スカートズボン・フード付の上着・ジーンズ系の
服装はお控えください。（活動的な遊びをする際に危険を伴う場合があるため）
- 園では薄着の習慣をつけ衣服の調節をこまめにしていきます。
- 食べ物・おもちゃは一切園内に持ち込まないでください（誤飲・アレルギー児の
誤食の防止）食べながらの登園も控えてください。
- トラブルや紛失・誤飲等を防ぐため、かばんにキーホルダー・お守り類は付けな
いで下さい。また、帽子、持ち物等にも装飾物を貼らないでください。
- アレルギーのお子様がいらっしゃいます。匂いのきつい柔軟剤の使用は控えてく
ださい。
- 髪の毛が長い場合は、必ず結い、前髪は目にかからないようにしてください。
（黒目を傷つけないため）小さい髪留めやピン留めなどは、誤飲する恐れがあり
ますのでご使用にならないで下さい。
- 爪はこまめに切って常に清潔にしてください。衛生面はもちろんですが、思わぬ
怪我につながります。（爪チェックは毎日実施します）
- 園で嘔吐をした場合の対応については、二次感染を防ぐために衣服などの水洗い
は行いません。ご理解をお願いいたします。
- 当園では絵本を大切にしております。できる限り毎日、寝る前などにお子様の好
きな絵本を繰り返し読み聞かせしてあげてください。
- 元気に活動できるように、必ず朝食を摂ってください。
- 早起き・早寝の習慣がつくようにしてあげてください。
- 自宅の住所・電話番号・勤務変更等は早めにお知らせください。
- 保育園を退園される場合は、遅くとも前月の15日までに申し出てください。
（遅れると翌月の保育料がかかる場合もあります。）退園届の用紙は保育園にあり
ます。
- 提出物の期限は必ずお守りください。

☆保育時間について

(月～金) 開園時間 7時～18時
時間外 18時～19時(延長保育別途書類必要)

(土曜日) 開園時間 7時～18時 時間外 実施なし

○お仕事の行き帰りの時間で保育園の利用時間帯が決まります。最短での時間を申請していただきますようご協力願います。

○保護者の勤務の休暇日は、家庭保育となります。(伊丹市保育施設利用について参照)
但し、保育が必要な場合は、休暇であることを必ず伝えて頂き、緊急時の際に連絡が取れるようにして下さい。保育園利用可能時間、9時～16時の間でお願いします。

○産休期間中、育休期間中の保育園利用可能時間は、9時～16時の間のみとなっていますのでご協力願います。

○延長を申請されていない方のお迎えが18時を過ぎた場合、規定により1ヵ月分の延長保育料が請求されます。18時までには必ずお迎えをお願い致します。

☆保育休園日

祝日・日曜日・年末年始(12月29日～1月3日)

☆土曜日の保育について(要事前予約 料金はかかりません)

お仕事利用の方のみ7時～18時の間で受け付けています。
(延長保育は実施していません) 前月20日までにお申し込み下さい。

☆延長保育について(要事前予約 別途料金がかかります)

○合同保育となります。簡単なおやつがでます。

○仕事を理由とし、お迎えが18時を過ぎる方が対象です。申請書に必要事項を記入し保育園に前月15日までに提出してください。市の承諾が得られれば利用ができます。

○利用の必要がなくなった場合、利用停止希望の前月中に「延長保育中止届」を保育園に提出してください。用紙は園でお渡しいたします。

○当保育園の開所は伊丹市より19時までと定められています。19時以降お預け頂くことはできませんのでご理解ください。

○料金設定

7時	8時30分	16時30分	18時	19時
①		①	②	
	←保育短時間認定→			
(8時間利用)				
← 保育標準時間認定(11時間利用) →				

○上記①の範囲(保育標準時間の範囲) 月額500円 ※保育短時間認定のみ

○上記②の範囲(1時間延長) 月額4000円

○料金は一ヶ月利用回数に関係ありません。

○料金におやつ代は含まれています。

○支払いについてはコドモン請求にて徴収いたします。

☆保育料・入園時諸費用の徴収について

①保育料・延長料金：毎月20日に引き落としいたします。

コドモンに口座の申請をしていただきます。

②入園時諸費用(令和8年度)

傷害保険負担金 300円(学校・健康保険センター 資料別紙参照)

誕生会費 600円(お子様の誕生日プレゼント)

カラー帽子代 1150円(卒園まで使用)

おたよりケース 310円

レンタル布団年間使用料 500円(希望者)(毎年4月に徴収します)

*入所月にコドモンより引き落としさせていただきます。

③その他の費用 誕生日カード、遠足代を別途徴収する場合があります。

☆保育園が発行する手紙について

○月末に翌月の献立表を配布します。

○月初めに、ぽかぽかだより(園行事・各クラス・給食)・保健だよりを、コドモンより配信させていただきます。

○その他随時手紙などを配布する場合があります。その日のうちにご確認ください。

○緊急連絡や不定期のお知らせなどをコドモンよりお送りすることがありますので、コドモンからのお知らせをこまめにご確認ください。

☆持ち物について

0歳 さくら	1歳 もも	2歳 ばら
≪毎日の持ち物≫ ・口拭きタオル2枚 ・エプロン2枚 ・オムツ5枚（記名） ・コップ、コップ袋 ≪週明けの持ち物≫ ・カラー帽子 ・午睡用バスタオル2枚 （敷パッド使用可） ・防水シート ≪保育園で預かる物≫ ・ビニール袋（記名） ・哺乳瓶 ・着替え（服上下各3着、 靴下2足、肌着3枚） ・スタイ（必要に応じて） ・汗ふきタオル	≪毎日の持ち物≫ ・口拭きタオル2枚 ・エプロン2枚 ・オムツ5枚（記名） ・コップ、コップ袋 ≪週明けの持ち物≫ ・カラー帽子 ・午睡用バスタオル2枚 （敷パッド使用可） ・防水シート ≪保育園で預かる物≫ ・ビニール袋（記名） ・哺乳瓶（必要に応じて） ・着替え（服上下各3着、 靴下2足、肌着3枚） ・スタイ（必要に応じて） ・汗ふきタオル	≪毎日の持ち物≫ ・口拭きタオル2枚 ・エプロン1枚 ・オムツ5枚（記名） ・コップ、コップ袋 ≪週明けの持ち物≫ ・カラー帽子 ・午睡用バスタオル2枚 （敷パッド使用可） ・防水シート ≪保育園で預かる物≫ ・ビニール袋（記名） ・着替え（服上下各3着、 靴下2足、肌着3枚） ・パンツ3枚（トイレトレ ーニング完了後） ・汗ふきタオル

◎午睡用バスタオルについて

敷用のバスタオルは、午睡用マットレス（70cm×120cm）の大きさに近い物
 をお願いします。ズレ防止のために、四隅にゴムをつけて下さい。



○ 持ち物すべてに名前を書いてください。

- オムツにも記名をお願い致します。
- 子どもの着脱しやすい衣服及び身丈にあったサイズの衣服をご用意ください。
- 衣服に関しては汚れてもよいものをご準備ください。
- 持ち帰った汚れ物は、同じ枚数を翌日持ってきて下さい。
- 園で「貸し出し用の衣服」を利用した場合は、ご自宅にて洗濯を済ませ、
後日ご返却願います。
- 園で「貸し出し用のオムツ」を利用した場合は名前を記入していないものを
翌日に返却願います。
- 冬季は散歩用の上着を準備してください。（フードの付いていない物）

☆送迎についてのお願い

【駐車場について】

- ① 契約駐車場を利用される場合、隣の斜線にまたいで駐車したり他の車に迷惑になるような駐車はおやめください。（千舟屋斜め前 駐車場8番14番）
- ② 駐停車中はエンジンを必ず切り、車から離れる時は必ず鍵をかけてください。
- ③ 駐車場・駐輪場周辺は必ずお子様と手を繋いで移動して下さい。
- ④ ご近所の迷惑にならないように（大声・エンジンの空ぶかしなど）配慮いただきますようお願いいたします。
- ⑤ 送迎時以外での駐車場・駐輪場のご利用はできません。
- ⑥ 駐車場が満車の場合はお待ち下さい。皆様で譲り合ってご利用下さい。
- ⑦ 日頃送迎されない方にも注意事項を守っていただきますのでお伝え下さい。
- ⑧ 駐車場・駐輪場での事故・盗難等について、保育園は保証いたしません。
- ⑨ 事故に繋がらないように時間に余裕を持ってお迎えに来てください。
- ⑩ 指定駐車場・駐輪場以外で一時停車しての送迎は近隣のご迷惑となりますためおやめください。

【駐輪場について】

- ① 自転車は保育園敷地内に真っすぐに向け駐輪をしてください。
（地面が斜めになっている箇所があります。ご注意ください。）
- ② 雨の日は特に滑りやすいので、お子様の乗降にご注意ください。
- ③ 商店街の中は自転車での走行は終日禁止です。必ず押して歩いてください。
- ④ 送迎時は車・自転車・歩行者に十分気を付けてください。
- ⑤ 荷物の多い時は転倒などにも気を付けてください。万一何かありましたら、遠慮なく職員に声をかけてください。
- ⑥ 自転車から離れる際も貴重品は必ず携帯してください。
- ⑦ 自転車を置いたままの通勤はご遠慮下さい。長時間駐輪される場合は最寄りの駐輪場をご利用ください。

【ベビーカーについて】

ベビーカーを置いて仕事に行かれる方は、畳んで園の横に置き、保育士に声をかけてください。ただし、盗難等に関しては責任を負いかねます。

☆病気の対応について

【体調不良時の対応】

- 保育園では、37.5℃以上の熱がある時はお預かりすることはできません。
朝、必ず検温をして登園してください。
- 保育園に到着した時点で体が熱いと感じられた場合はその場で検温させていただきます。37.5℃以上の発熱が確認された場合は帰宅していただきますので予めご了承ください。
- 登園完了後、日中過ごす中で 37.5℃の発熱が確認された場合は、経過観察をし、状態によってはご連絡させていただきます。ただし、38℃を超える場合は、お迎えにきていただきます。
- 発熱はなくても嘔吐・下痢を繰り返した場合は感染症の恐れがある為お迎えの連絡を入れさせていただきます。（必ず病院を受診してください）
- 微熱とともに体に発疹がみられた場合も感染症の恐れがある為お迎えの連絡を入れさせていただきます。（必ず病院を受診してください）

【登園自粛について】

- 37.5℃を超えた熱があることに加え、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合
- 登園時刻から 24 時間以内に 38℃以上の熱が出た場合、又は解熱剤を使用している場合
- 24 時間以内に複数回の水様便又は嘔吐があると同時に体温がいつもより高い
- 夜間しばしば咳のために起きる、ゼイゼイ音・ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合
★正常呼吸数（1分あたり）新生児 40～50 回 乳児 30～40 回 幼児 20～30 回
- 発熱とともに発疹がある場合
- 発疹のかゆみが強く手で患部を掻いてしまう場合や、浸出液が多く、他児への感染のおそれがある場合
- 口内炎がひどく、食事や水分が摂れない場合
- その時々のお子様の状況により、上記以外の場合でもこちらから登園を控えて頂くようお願いする場合があります。

お仕事をされていると、休みにくい、休めないなどの状況は十分承知しております。子どもはいろいろな病気になりながら免疫力・抵抗力を高めていきます。体調が悪い時は、自宅でゆっくり体を休め、元気になってから登園してください。

☆園内の怪我や事故についての対応

園内での怪我や事故が起きた場合は、園長が状況を確認し必要とされた場合は医療機関での受診を行います。その際は、原則、保護者に連絡を入れ承諾を得てから受診させていただきます。しかし、連絡がつかない場合は了承を得る前に受診させていただくこともありますので予めご了承下さい。

※医療機関に連絡を入れた上受診可能かどうかを決定します

☆怪我や事故の報告について

保育園では、子ども同士の喧嘩やトラブルに従って怪我・事故が発生した場合、園児を『加害者』・『被害者』というような捉え方をしません。子どもは大人と違い、言葉の理解やコミュニケーション能力が未熟です。自分の思いや欲求がうまく伝わらず手が出たり、噛み付いたりしてしまうことがあります。成長過程で必ずある子どもの姿です。

子どもは子どもの関係の中でともに育ちます。キズ・ケガを気にしすぎて一番大事な部分が育たないことになってはいけません。

また、子どものケンカに大人の心情を口に出すと、自分はどうなのか、どうすべきなのか判断することが出来なくなります。

子どもを育てる上で一番大事なものは、『お互いさま』であることを十分にご理解して頂きますようお願い致します。

保育園はそのような子どもたちが成長して正しいコミュニケーションが身につくように、温かく見守り、支援する必要があると考えています。

ただし、保育園は子ども同士の関係や怪我・キズについては責任を負うべきだと考えています。

☆保育園としての対応

保育園では子ども同士のケンカやトラブルが、キズや怪我に発展しないように子どもの心情に寄り添い、見守り指導することを考えています。キズや怪我に発展した場合は双方の心情を理解しフォローに努め、事実関係の報告・検証を行い再発防止に向け適切に進めます。保護者の方にはどういう状況であったか丁寧に説明します。ただ、前述の内容に基づき、基本的には一部例外を除き、因果関係にある他園児さんの名前・その他情報は原則申し上げます。

☆薬のお預かりについて

保育園でのお子様に対する投薬や薬を塗るなどの行為は、伊丹市立の保育園と同様、当園におきましても原則行わないこととしています。しかし、保育中においてどうしても必要であると医師が判断した場合は、保育士が取扱いできる場合のみご協力させていただきます。

薬をお預けになる前に

《園児が受診する場合次の2点を主治医に伝えてください》

- 1 お子様が〇〇時～〇〇時まで保育園で過ごしていること
- 2 保育園では原則として薬の使用ができないこと

《薬を預けられる条件》

- 1 主治医が保育園に登園してもよいと判断し容態が安定している
- 2 主治医が保育時間中にどうしても必要と判断した時
- 3 主治医が比較的安全な取り扱いとされる薬と判断した時
- 4 薬が医師から処方され医師又は薬剤師から説明を受けた薬である場合

《薬を持参するときの注意点》

薬は必ず1回分に小分けし薬依頼票を添え直接保育士に手渡ししてください。その際薬依頼票と照らし合わせながら病状や薬について詳しく説明をお願いします。（何のために、いつ、どのように飲むのか）また、必ず薬に記名してください。

※薬の内容、投薬方法等々の理由でご希望に添えない場合もございます

薬依頼票は別添参照

《預かることができる薬》

1 【飲薬】

医師に処方された薬のみ(シロップ・粉・錠剤)

2 【ぬり薬】

基本的に医師から処方されたもの

- a. 1週間単位で預かり、週末にお持ち帰りいただきます
- b. とびひの治療薬・ステロイド剤はお預かりできません
- c. 「かゆがる時に使用する」というような指示の場合は、どのような行動を指すのか詳しくお聞かせいただきます

3 【虫よけ薬】

蚊などに刺されひどく腫れ医師の指示があった場合のみ預かります。

虫よけスプレーはご自宅で処方してから登園して下さい。パッチは保育中誤飲の可能性があるので、極力お控えください。もし使用をされる場合は貼っていることを登園時必ず保育士にお伝え下さい。また、お子様の虫刺されの状況によっては、園でベビームヒ（第3類医薬品）を塗らせていただく場合があります。問題があるお子様は事前にお知らせください。

4 【目薬】

医師の指示がある場合のみ預かることができます。市販の目薬はお預かりできません。

5 【喘息に関して】

基本的には園での投薬はできません。もし発作を起こした場合は保護者に連絡を入れますのでお迎えに来てください。症状によっては救急車を呼び医療機関に搬送します。（かかりつけ医の確認を事前にさせていただきます）

気管支拡張剤などのテープは園では預かることができないため家から貼ってきてください。登園時必ず保育士にお伝え下さい。吸入薬は園では実施致しません。抗アレルギー薬に関しては主治医の判断で保育時間中に投薬の必要がある場合は事前に相談の上お預かりします。この場合医師の意見書が必要です。

6【日焼け止め】

基本的にはご自宅から塗ってきてください。
また使用される際は子どもにあったものをご使用下さい。

7【慢性疾患の薬】

心臓病・てんかんなどの長期的な治療計画の基に保育園での投薬が必要であるとされた場合のみ預かります。この場合医師の意見書が必要です。

8【水いぼ治療時の麻酔薬（リドカインテープ）】

保育園での使用は出来ません。麻酔薬はショック症状を起こす事があるため十分な観察と医療上の管理が必要とされています。

9【座薬】

けいれん予防を目的のものとします。確認書（けいれん発作）と指示書の提出が必要です。熱性けいれんを予防する為に緊急的扱いとし、医療行為の可能性が高い為例外的扱いとさせていただきます。あくまでも体温を一定以上上げないことを目的とします。

10【エピペンについて】

アナフィラキシーの既往のある園児、または発現する危険性の高い園児に限り補助医療として使用します。

（蜂毒、食物、薬物などが起因とするアナフィラキシー反応）

＊使用者は患者本人（未成年の場合は説明済の保護者）が原則であるが、状況に応じて緊急救命士、保育士は使用ができます。

医師の意見書を提出して下さい。

保管方法は、原則本人が携帯することになっているが、保育園の場合それが難しい為、相談の上どこで保管するか決定致します。

エピペンを預かる場合は別紙の預かり票を記入して下さい。

☆アレルギーについて

食物アレルギーをお持ちのお子様について

- 保育園での給食を摂取するにあたり、医師に記入していただいた食物アレルギー生活管理指導表が必要になります。(別添資料有り)その表を基に保育園では給食提供を致します。食べられるようになった場合は新たに生活管理指導表が必要です。保護者の判断のみでアレルギー除去食の解除は出来ません。
- 医師の指導の下、アレルギー食物を自宅でのみ摂取されている場合は、保育園に必ずお知らせ下さい。
- 食物アレルギー対応の給食提供につきましては、完全除去食もしくは代替食物での提供になります。

☆予防接種について

保育園では、義務化しておりません。ただ集団生活になりますので様々な病気に感染すること考えられます。お子様の状態に配慮しながら各家庭で進めてください。予防接種を受ける場合はスケジュールを立て、接種医と相談し進めてください。

＜予防接種後の保育園の対応＞

- 予防接種を受けた場合は必ず受け入れ担当保育士にお知らせください。
- 基本的には予防接種後の保育の受け入れはお断りいたします。

《以下の理由があります》

ワクチン接種後に起こる副作用や副反応には生命に関わる重大なものがあります。接種後の観察義務は接種医が接種後30分、その後は保護者に託されています。ワクチン接種後は安静に過ごすことを望まれています。保育園は集団生活の為に完全に安静な状態を保つのは困難です。従って、ワクチン接種後はご家庭で観察を続け、異常が見られた場合は接種医に連絡をして下さい。

☆連絡帳の記入について(コドモンアプリ)

連絡帳は、コドモンアプリを使用し、家庭の様子や園での様子を細やかに把握できるようにしています。睡眠・食事(ミルク含)・排便・体温などのほかにご家庭での様子・状況など自由に記入できます。

保育園では、クラス担任が保護者の方へお子様の園での様子(写真あり)・昼食・午睡・排便などをお知らせさせていただきます。保護者の方においても育児での悩み事、保育園へのご意見等も記入して頂き、連絡帳を有意義なものにして頂きたいと思います。

【記入内容について】

(機嫌) 夜・朝の機嫌を記入(選択)してください。

(排便) 夜・朝の排便を記入(選択)してください。軟便・下痢の場合は保育士に口頭でもお知らせください。(排便がない場合は、回数を0で選択する)

(食事) 夜・朝の食事内容を記入してください。

(睡眠) 入眠時間、起床時間を記入(選択)してください。

(検温) 朝の検温を記入(選択)してください。必ず検温をして登園してください。

37.5 度を超えている場合は登園することは出来ません。ご家庭でゆっくり休ませてあげてください。

(牛乳) 不可の場合のみ理由を書いてください。

保育中の体調によってこちらの判断で提供を控えることがあります。

(外遊び) 不可の場合のみ理由を書いてください

(シャワー・水遊び) ○×を記入してください (*夏季のみ)

(お迎え) お迎えの時間、誰がお迎えに来られるかを記入(選択)してください。

お迎えに来られる方が変更になる場合はお迎え予定の方が保育園に連絡して下さい。連絡がない場合はあらゆる状況を考慮し、一緒に帰宅いただくことが出来ません。

(薬) 薬がある場合は、1 回分ごとに小分け・記名し、受け入れ保育士に手渡しで薬依頼表を添えてお預け下さい。手渡しでない場合は投薬等できません。

※牛乳や外遊びに関して、家庭からの連絡が入力されていない場合は、お子様の健康状態が把握できないため、牛乳の提供や散歩や外遊びに行くことができません。必ず、登園までにコドモン入力をお願いします。

☆登降園の手順

（登園時）

- ①玄関のチャイムを鳴らし、お子様のお名前をお伝えください。
- ②玄関を施錠し、コドモン QR コードをコードリーダーにかざして出席登録をしてください。QRコードをお忘れの場合は必ずその旨お知らせください。
- ③原則9時までの登園にご協力ください。9時を過ぎる場合はご連絡ください。
（朝7時から9時までは合同保育になる場合があります。）
- ④毎朝ご家庭で必ず検温を済ませてください。37.5度を超えている場合はお預かりすることができません。
- ⑤保育士が連絡帳の記入内容を確認いたしますので、確認が終わるまでお待ちください。
- ⑥登園の受け入れの際に薬がある場合は、薬依頼表と一緒に手渡してください。
（別紙資料あり）

（降園時）

- ⑦登園時と同じく（①②）お願いします。
- ⑧保育士が本日の伝達を口頭で致します。
- ⑨降園時、持ち帰りの荷物に間違いなどがないか、ご確認をお願い致します。
- ⑩玄関前は歩行者や自転車が通ります。お子様の飛び出しには十分ご注意ください、気をつけてお帰り下さい。

☆登降園時間について

予定していた登降園時刻が30分以上変更になる場合と、お迎えの方が変更になる場合は必ず保育園に連絡してください。（登園…コドモン 降園…電話）

☆欠席の連絡について

欠席の場合は、コドモンで AM8:30 までに送信してください。
病欠・都合欠などの理由の選択もお願いいたします。

☆登園所在確認について

欠席連絡が入っていない、家庭からの連絡が送信されていない、いつもの時間になっても登園していない等がありましたら、安全確認のために連絡をさせていただきます。

☆避難訓練の実施

イタミ・サン保育園では、いつ起こるかわからない災害に備え、月に1回の避難訓練を実施致します。地震・火災等によって起こり得る状況を考え、避難経路を変更し、一次避難・二次避難、身の守り方、避難訓練の必要性を伝えるなどあらゆる方向性で訓練します。いかに迅速にかつ安全に避難できるかが命を守ることに繋がります。二次避難所は、オアシス千歳特別養護老人ホームまたは、旧中央コミュニティセンター前（西の町公園）です。

☆防犯訓練の実施

避難訓練との違いは自然災害とは違い、いつ不審者が保育園に侵入してくるかわかりません。基本的には、職員の動きひとつが安全確保に繋がります。その為、訓練を実施します。

☆緊急災害時の措置

台風、大雨などで災害発生の可能性がある場合は、保育時間中でもお迎えに来て頂くことがあります。緊急避難を行う場合、避難場所については事故防止のため口頭でお知らせしております。別紙参照（伊丹市からの警報に関する手紙）

☆その他

万一に備え保育中における不慮の事故等・怪我などに対する賠償責任保険の契約をしておりますが、登降園途中にお子様故意に起こした事故など、一部保険の適用とならない場合もあります。

☆熱中症予防について

兵庫県内に熱中症警戒アラートが発令された場合、屋外での活動を原則自粛します。アラートが発令されていない場合でも、暑さ指数などによって園の判断で屋外活動を控えることもあります。

☆光化学スモック・PM2.5の対応について

光化学スモックに関しては県や市がオキシダント濃度の数値で発令される広報に従います。PM2.5に関しましては県の環境HPでPM2.5の数値をチェックし屋外での活動を控えます。

☆苦情受付について

苦情への適切な対応により苦情を密室化せず社会性や客観性を確保いたします。
その目的のために苦情解決制度を設けています。

☆個人情報の取り扱いについて

- 1 職員が業務上知りえた個人情報の取り扱いについては十分に注意をいたしております。プライバシーポリシーを職員室に掲示し、徹底しています。
- 2 保育所入所児童の個人情報の取り扱いに関する同意書 ＊別紙
 - (1) 医療機関受診に関すること
 - (2) 写真・動画撮影に関すること
 - (3) 他園就園の際の情報提供に関すること
 - (4) 保育所で知り得た個人の情報に関すること

☆虐待等防止のための措置

- 1 当園は、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - (3) その他、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、入園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る、体罰等直接入園児の身体に外傷を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
 - (6) 入園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 当園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。

☆児童虐待防止法遵守

職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

☆市役所に必要な書類

勤務証明書(転職された場合や就職された場合など)／妊娠・出産届／長期欠席届家庭状況変更届(引っ越し、婚姻離婚など)／退所申請書／転所申請書／延長保育に関する書類等は保育園に提出後、保育園から伊丹市保育課に承諾書を提出します。

☆健康診断について

イタミ・サン保育園では、月に1回身体計測(身長・体重)を実施します。

コドモンの成長記録に計測値を記載しますのでご確認ください。

内科健診(7月・1月) 歯科検診(6月)

嘱託医の検診は保育園で行われます。欠席された場合は、ご家庭で受診して頂きますので予めご了承ください。

☆緊急連絡先について

緊急連絡先は、原則、保護者の職場を優先にお書き下さい。

しかし、職場より携帯電話の方が、連絡が付きやすい場合は、すぐに連絡が取れる順番でお書き下さい。

嘱託医

内科：いくしま内科クリニック 伊丹市中央3丁目2-6 ICB伊丹中央ビル3階
歯科： あ が 歯 科 宝塚市野上1-1-24 逆瀬川西口ビル2F

伝染病と出席停止について

園児が健康的に保育園生活を送る上で園において予防すべき伝染病として法律によって3種類の伝染病について出席停止すべきものと定められています。この取り扱いは、文部科学省令に定める基準によるものですが、保育園は学校より幼少の児童が生活していることから、保育園においても学校と同じように取り扱うものとしています。

1. 下表の伝染病にかかった時は、すみやかに保育園に連絡してください。
2. 病気が治り登園する際は、必ず「通園許可証明書」別紙(診断書ではありません)を医師からもらい、保育園に提出してください。
3. 第1種については、本人以外の同意家族内に発病者がある時も、しばらく出席停止になります。
4. 第2種・第3種の伝染病については、原則治癒するまで出席停止です。ただし、医師が感染の恐れがないと認めた場合は出席可能です。「通園許可証明書」を持参され、登園してください。
5. 状況や症状を見て園が判断させていただく場合もございますのでご了承下さい。

第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブック病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、(病原体がコロナウイルス属 SARS ウイルスである物に限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜鉛がH5N1である者に限る)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

出席停止期間の基準

病 名	期 間 の 基 準
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日経過するまで
百 日 咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻 疹	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好であること
水 痘	発疹が消失するまで (発疹後の色素沈着は登校可)
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日間を経過するまで (発病後 2 週間は入水禁止)
結 核	排菌なく、病状により伝染のおそれがないと認められるまで（予防投与は登校可）
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
細菌性赤痢	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸チフス及びパラチフス	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の疾患出席停止解除は、医師の判断による通園許可証明書が必要です。

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関しては登園届（保護者記入）を提出して下さい。